

(設置)

第1条 市の契約業務に係る談合情報及び不正な働きかけに対し適正に対処し、契約業務における不正を防止し、並びに透明性、公平性及び公正性の確保を図るため、多摩市契約業務不正防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 談合情報をもたらされた入札の執行、契約の締結及び解除の適否に関すること。
- (2) 公正取引委員会への通報に関すること。
- (3) 多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱（平成17年多摩市告示第329号）第7条に規定する不正な働きかけの内容に応じた必要な措置に関すること。
- (4) 多摩市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年多摩市告示第169号）第3条に規定する入札参加資格者を市が発注する工事等の契約から排除する措置に関すること。
- (5) その他契約業務における不正防止に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

総務部に関する事務を所掌する副市長	企画政策部長	総務部長	総務部総務契約課長
-------------------	--------	------	-----------

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には総務部に関する事務を所掌する副市長をもって充て、副委員長には総務部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、不正な働きかけを受けた職員等関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成19年多摩市告示第109号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年多摩市告示第169号抄）

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。